

## 産前産後期間の保険税の減額について (町田市国民健康保険条例の一部改正)

### 1 概要

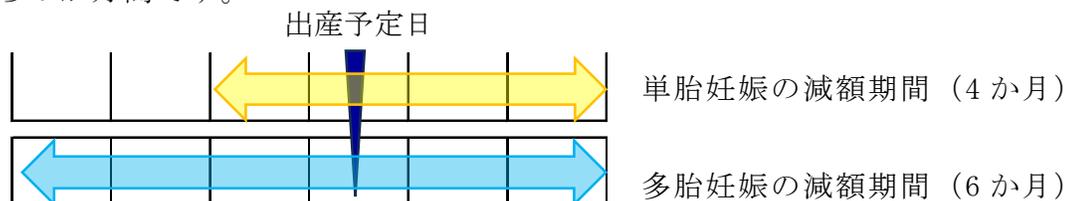
「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(2023年5月19日公布)にもとづき、産前産後の国民健康保険税の減額が2024年1月1日より施行となるため、2023年12月議会にて、町田市国民健康保険条例の一部改正を行います。

### 2 改正の内容

#### (1) 保険税の減額期間

出産する被保険者について、産前産後期間(※)の国民健康保険税を減額します。

※産前産後期間とは、単胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間です。



#### (2) 対象者

妊娠85日以上の分娩をされた被保険者

※死産や流産、人工妊娠中絶も含みます。

#### (3) 保険税の減額

##### ①所得割額

単胎妊娠＝所得割年税額×4/12か月分(多胎妊娠は6/12か月分)

##### ②均等割額

単胎妊娠＝均等割年税額(63,200円)×4/12か月分(多胎妊娠は6/12か月分)

※低所得者世帯の負担軽減措置の適用がある場合は、7割、5割、2割軽減後の均等割年税額に対し、産前産後期間を減額します。

※公費の負担割合は、国(1/2)、都(1/4)、市(1/4)です。

#### (4) 減額の申請

出産前・後の申請が可能です。

### 3 施行期日

2024年1月1日

※2023年11月出産の方から減額の対象となります。

### 4. 町田市への影響

年 度	申請見込み数 (※1)	減額見込み額 (※2)	市負担見込み額 (1/4)
2023年度 (1月～3月)	110人	240万円	60万円
2024年度 (4月～3月)	320人	1,280万円	320万円

※1 2022年度の出生数をもとに算出しています。

※2 2022年度の被保険者（女性）の所得、及び、2023年度の税率、均等割額をもとに算出しています。

※3 ※1～2については、単胎妊娠を想定して算出しています。

### 5. 周知・申請手続き

2024年1月から広報やホームページ、LINEにて周知を行います。

また、同年1月より、保険年金課、各市民センターにて、申請の受付をはじめます。併せて、郵送による受付も行います。

なお、出産育児一時金の申請者情報との突合により、申請に漏れのないよう対応していきます。